

平成27年4月1日施行  
平成27年4月28日変更  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更

# 業務規程

電力広域の運営推進機関

## 電力広域的運営推進機関 業務規程

### 目 次

第1章	総則	1
第2章	組織及び職員	7
第3章	需要想定	11
第4章	供給計画の取りまとめ等	13
第5章	電源入札等	16
第6章	設備形成	19
第7章	系統アクセス	25
第8章	需給状況の監視	39
第9章	需給状況の悪化時の指示等	41
第10章	地域間連系線の管理	47
第11章	作業停止計画の調整	65
第12章	系統情報の公表	70
第13章	需要者スイッチング支援	73
第14章	一般負担の限界の基準額	74
第15章	緊急災害対応	75
第16章	送配電等業務指針	78
第17章	指導・勧告・検証	79
第18章	年次報告書及び調査・研究	80
第19章	苦情及び相談	81
第20章	紛争解決	81
第21章	情報通信技術の活用支援	82
第22章	雑則	82
附則		83
附則	(平成27年4月28日)	83
附則	(平成27年8月31日)	84
附則	(平成28年4月1日)	84
附則	(平成28年7月11日)	84

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務規程（以下「本規程」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の4 1及び定款第6条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務及びその執行に関する事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。

二 「平日」とは、休日以外の日をいう。

三 「昼間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。

四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。

五 「予備力」とは、供給区域において、上げ調整力と上げ調整力以外の発電機の発電余力を足したものをいう。

六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、電力貯蔵装置、デマンドレスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（但し、流通設備は除く。）の能力をいう。

七 「上げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。

八 「下げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。

九 「需給ひっ迫」とは、供給区域又は全国の供給力が不足する場合をいう。

十 「下げ代不足」とは、供給区域において下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。

- 十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項に基づき、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。
- 十二 「短周期周波数調整」とは、概ね数秒～30分以内の短周期変動分の周波数調整をいう。
- 十三 「長周期周波数調整」とは、30分を超える需要及び再生可能エネルギーの電源出力の想定誤差により発生する余剰電力の長周期変動分の周波数調整をいう。
- 十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。
- 十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。
- 十六 「広域周波数調整」とは、短周期広域周波数調整及び長周期広域周波数調整の総称をいう。
- 十七 「運用容量」とは、流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値をいう。
- 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、若しくは電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。
- 十九 「計画潮流」とは、連系線の利用者が容量登録した容量の合計として本機関が管理する容量をいう。
- 二〇 「空容量」とは、連系線の運用容量から、マージン、計画潮流及び広域周波数調整のために確保した容量によって占められる容量を控除した容量として、本機関が管理する容量をいう。
- 二一 「混雑」とは、空容量が負となる状況をいう。
- 二二 「混雑処理」とは、連系線の混雑を解消するための措置をいう。
- 二三 「発電設備等」とは、発電設備、電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する設備をいう。
- 二四 「特定発電設備等」とは、最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の発電設備等をいう。
- 二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（但し、一般送配電事業者は除く。）をいう。

- 二六 「特定系統連系希望者」とは、系統連系希望者のうち、特定発電設備等の連系等を希望する者をいう。
- 二七 「FIT法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）」をいう。
- 二八 「FIT電源」とは、FIT法に定める認定発電設備をいう。
- 二九 「費用負担ガイドライン」とは、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015年資電部第16号）をいう。
- 三〇 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（2015年資電部第17号）をいう。
- 三一 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で託送供給契約を締結した者及び一般送配電事業の許可を受けている小売電気事業者たる会員をいう。
- 三二 「発電契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で発電量調整供給契約を締結した者及び一般送配電事業の許可を受けている発電事業者たる会員をいう。
- 三三 「実同時同量の契約者」とは、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行時点において、一般送配電事業者たる会員と託送供給契約を締結していた小売電気事業者たる会員であって、当該一般送配電事業者たる会員の託送供給契約に基づき特別措置の適用の申出を行った者をいう。
- 三四 「ゲートクローズ」とは、当日の計画提出期限（30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前）をいう。
- 三五 「前日スポット取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。
- 三六 「1時間前取引」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの電気の取引をいう。
- 三七 「先渡取引市場」とは、卸電力取引所が運営する一定期間後に受渡しを行う電気の取引をいう。
- 三八 「広域機関システム」とは、発電や需要等の各種計画を会員等から電子的に受け付け、需給状況や連系線の管理等の業務を行うためのシステムをいう。
- 三九 「需要者スイッチング支援」とは、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務をいう。

(期限の取扱い)

第3条 本規程において定める期限の末日が第11条第3項に掲げる本機関の休業日であるときは、別途定める場合を除き、当該期限は直前の営業日までとする。

(業務運営の基本方針)

第4条 本機関の業務運営の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、あわせて電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。
  - 二 特定の会員の立場に偏らない中立性を堅持し、各会員間並びに定款第24条第1項各号に掲げる各グループ間の公平性を確保すること。
  - 三 適時、適切な情報公表に努め、業務の透明性を高めること。
  - 四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。
- 2 本機関は、本機関が作成する第181条の年次報告書、国内外から収集した情報及び会員その他の電気供給事業者からの要請等を踏まえ、定期的に業務改善のための計画を定めるとともに、業務改善の取組状況の評価を行う。

(広報及び情報公表)

第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。

- 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
  - 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
  - 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
- 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に準じた取扱いを行う。

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

- 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

(情報処理システム)

第7条 本機関は、効率的な業務遂行及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上の観点から、業務に用いる情報処理システムを具備する。

- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程又は送配電等業務指針を変更したとき、会員その他の電気供給事業者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるように、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する会員その他の電気供給事業者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

(情報の管理)

第8条 本機関は、業務に関する情報を適切に管理し、本機関の機密、第5条第2項各号の情報及び個人情報（以下「秘密情報」という。）が漏洩、盗用及び目的外で利用されることを未然に防止するため、次の各号の対策を講じる。

- 一 就業規則において、在籍中又は退職若しくは解雇により職員の地位を失った後も、秘密情報を不正に開示及び利用してはならない旨を定める。
  - 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。
  - 三 役員又は職員が退職するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、在籍時に得た秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。
  - 四 法人等から本機関への出向者（以下「出向者」という。）の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規範第2条に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。
- 2 本機関は、秘密情報の管理体制並びに役員又は職員が秘密情報を取得したときの当該情報の取扱い等について規定する情報管理規程を別に定める。
  - 3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第1項から第3項の規定に準じた適正な管理及び公表を行う。

(調達)

第9条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。

## 第2章 組織及び職員

(事務局)

第10条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、理事長が法第28条の28に基づき任命する職員等で構成する。

3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。

一 総務部

二 企画部

三 計画部

四 運用部

五 紛争解決対応室

六 監査室

4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。

5 各部等に、室及び課等を置くことができる。

6 運用部に、広域運用センターを置く。

7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の通りとする。

8 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わせるため、総合調整のための会議を運営する。

(業務を行う場所、営業日及び営業時間)

第11条 本機関は、原則として定款第2条に定める場所において業務を行う。

2 本機関は、第8章に定める電力需給の状況等の監視、第9章に定める需給状況が悪化したときの指示等の業務については、年間を通じ常時これを行う。

3 本機関は、前項の常時行う業務以外の業務については、次の各号に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 年末年始（12月29日～1月3日）

四 その他、本機関が指定する日

4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。但し、昼休み（12時から13時の間）を除く。

(専門的知見を有する者及び女性の積極的登用)

第12条 本機関は、弁護士、会計士及び送配電等業務の運用に関する専門的な知見を有する者を役員又は職員として常に確保し、業務運営上の適切な助言

を得る。

- 2 本機関は、役員及び職員の確保に当たり、女性を積極的に登用する。

#### (職員の確保)

第13条 本機関は、業務遂行に必要な能力、多様な知識及び経験を有する十分な数の職員を確保する。

- 2 前項の職員の確保は、期間の定めのない雇用、有期雇用又は出向者の受入れ等により行う。
- 3 本機関は、期間の定めのない雇用及び有期雇用により職員を採用するときは、本機関のウェブサイト等で人材要件を告知する等、透明、公正な手段により行う。
- 4 本機関は、出向者の受け入れにより職員を確保するときは、出向者が、その出向元から、圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう、出向協定書等において必要な取決めを行うとともに、出向者に対する人事評価を適切に行う。

#### (職員の配置)

第14条 本機関は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、職員の配置を行う。

- 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること
  - 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること
  - 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること
  - 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること
- 2 本機関は、出向者を職員として配置するときは、次の各号に努めるものとする。
    - 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること
    - 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること
  - 3 本機関は、期間の定めのない雇用又は有期雇用により採用した職員を各部等に偏りなく配置するよう努める。

#### (職員等の確保等に関する中長期方針)

第15条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。

#### (職員の行動規範)

第16条 職員及び職員であった者は、別紙2-1に定める職員行動規範を遵

守しなければならない。

(職員の処分)

- 第17条 本機関は、職員が別紙2-1に定める職員行動規範に違反した場合は、本人からの事情聴取等の事実調査を行い、違反の事実が明らかとなったときは、当該職員に対し、就業規則等に定める懲戒その他の必要な措置を講じる。
- 2 出向解除された者が前条の行動規範に違反した事実が明らかになったときは、出向元との出向協定書等に基づき必要な措置を講じる。

別表2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に関すること」の記載を省く。)、国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含む。)、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務、環境、組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統計(年次報告書の作成を含む。)、渉外、業務改善
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・利用計画・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・保守
運用部(広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告
監査室	内部監査

## 別紙 2-1 職員行動規範

第1条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

第2条 職員は、業務遂行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。離職後（出向者については出向解除後）においても同様とする。

第3条 職員は、系統利用者に関する個人情報適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第4条 職員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。

第5条 職員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。

第6条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。但し、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。

第7条 職員は、出向元の利害に繋がる業務について、受付、調整その他の出向元との直接の折衝を伴う職務に主担当として携わってはならない。

第8条 職員は、法第28条の30に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。

### 第3章 需要想定

(需要想定業務の実施)

第18条 本機関は、次章の業務を適切に実施するため、電力需要の想定（以下「需要想定」という。）に関する業務を行う。

(需要想定要領の策定)

第19条 本機関は、一般送配電事業者及び小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、会員に通知するとともに公表する。

- 一 需要想定に関する基本事項（想定期間、想定区分と想定主体、想定対象、需要区分等）
- 二 需要実績の補正方法（気温、閏年による影響の具体的補正手法等）
- 三 供給区域における需要（以下「供給区域需要」という。）の想定方法
- 四 小売供給を行う相手方の需要の想定方法
- 五 本機関への提出様式
- 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項

(需要想定及び需要想定要領の検証)

第20条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。

- 一 供給区域需要の実績
  - 二 需要実績に対する気温等による影響量に関する情報
  - 三 供給計画として届け出た供給区域需要の想定との比較及び検証の結果
- 2 本機関は、前項に基づき提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。
- 一 供給区域需要の想定と実績との差異及びその要因
  - 二 前号に定める事項の過年度からの推移
  - 三 一般送配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法
  - 四 その他本機関が需要想定及び需要想定要領の検証に必要と判断する事項

(需要想定要領の変更)

第21条 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年11月上旬までに需要想定要領を変更し、会員に通知するとともに公表する。

2 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の変更が必要と認める場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。

(全国の経済見通しの策定)

第22条 本機関は、需要想定的前提となる人口、国内総生産（GDP）、鉱工業生産指数（IIP）その他の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定する。

2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電事業者及び小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員に通知するとともに公表する。

(全国の需要想定の方策)

第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定を提出を受ける。

2 本機関は、供給区域需要の想定を提出を受けたときは、当該会員から必要に応じて、その根拠や考え方を聴取し、送配電等業務指針及び需要想定要領との適合性その他適切に需要想定を行うために必要な事項を確認するとともに、その妥当性を確認する。

3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直後の需要想定を提出を求める。本機関は、見直後の需要想定を提出を受けた場合には、前項に準じて、その妥当性を確認する。

4 本機関は、毎年1月末日までに、全ての供給区域需要の想定の妥当性を確認し、その合計からなる全国の需要想定を策定する。

5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。

## 第4章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の取りまとめ及び検討)

第24条 本機関は、法第29条第2項に基づき、供給計画（法第29条第1項に基づき会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。）の取りまとめ及び検討の業務を行う。

(供給計画の案の提出)

第25条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の案の提出を受ける。

(供給計画の案に基づく調整)

第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。

- 2 本機関は、前項の確認のため、供給計画の案を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。
- 3 本機関は、第1項の確認にあたり、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。

(供給計画の提出)

第27条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の提出を受ける。

(供給計画の取りまとめ等)

第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。

- 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 各会員から提出された供給計画の適切性に関する事項
  - 二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。）
  - 三 流通設備計画と広域系統長期方針（第48条に定める。）及び広域系統整備計画（第50条に定める。以下同じ。）との整合性に関する事項
- 3 本機関は、需給バランス評価にあたって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。

（供給計画の送付及び公表等）

第29条 本機関は、前条第1項及び第2項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。

- 一 各供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し
  - 二 各供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性
  - 三 その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べるのが適当と考える事項
- 2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。
- 3 本機関は、需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実施状況を確認する。

（年度途中で電気事業者になった場合の供給計画の提出等）

第30条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、年度途中で電気事業者となった会員から、供給計画の提出を受ける。

- 2 本機関は、前項により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。

(供給計画の変更)

第31条 本機関は、会員が供給計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。

2 本機関は、前項により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。

(供給計画等に関する情報の共有)

第32条 本機関は、一般送配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者たる会員と共有する。

- 一 最大電力供給計画表
- 二 電力量供給計画表
- 三 電気の取引に関する計画書
- 四 連系線利用明細

2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。

3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。

## 第5章 電源入札等

(電源入札等の実施)

第33条 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（電気供給事業者となろうとする者を含む。以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。

- 一 発電用電気工作物の新增設、維持及び運用
- 二 既存の発電用電気工作物の維持及び運用
- 三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用

2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。但し、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。

3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物から発電される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。

(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)

第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価、及び、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。

(電源入札等の検討の開始)

第35条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の検討を開始する。

- 一 本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合
  - ア 必要な予備力又は調整力が確保できないおそれがある場合
  - イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合
- 二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合
- 三 国から電源入札等の検討の要請を受けた場合

2 本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公

表する。

(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)

第36条 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。

2 本機関は、前項の検討にあたり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。

3 本機関は、第1項の検討に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認めるときは、電源入札等を開始する。

(基本要件の検討)

第37条 本機関は、電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。

2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。但し、電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。

(電源維持運用者の募集)

第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。

2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。

(電源維持運用者の決定)

第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。

2 本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所
- 二 電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間

### 三 落札金額

(落札者との契約の締結)

第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の支払い、電気の販売条件等に関する契約を締結する。

(電源入札等補填金の支払い)

第41条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を支払う。

(落札者の電源維持運用業務の報告等)

第42条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。

2 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。

3 本機関は、第1項に基づき電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。

(緊急時の扱い)

第43条 本機関は、本章の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。

(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)

第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。

(情報の取り扱い)

第45条 本機関は、電源入札等に係る情報を秘密情報として適切に取り扱う。

## 第6章 設備形成

### 第1節 広域連系系統の設備形成

(広域連系系統の設備形成)

第46条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。

(広域系統整備委員会)

第47条 本機関は、前条の業務を行うにあたって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。

### 第2節 広域系統長期方針

(広域系統長期方針の策定)

第48条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

- 2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。
  - 一 国の政策方針
  - 二 総合資源エネルギー調査会令（平成12年6月7日政令第293号）に基づく審議会等における審議
  - 三 策定済みの広域系統整備計画の内容
  - 四 本機関の電力系統に関する調査及び分析の結果
  - 五 電気事業者の意見及び本機関の業務に関係がある海外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見
  - 六 その他広域連系系統の整備に関する重要な事項
- 3 本機関は、広域系統長期方針の策定にあたっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。

(広域系統長期方針の見直し)

第49条 本機関は、策定又は見直後5年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。

2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。

一 エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合

二 本機関が、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合

三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合

### 第3節 広域系統整備計画

(広域系統整備計画)

第50条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、本節に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。

(計画策定プロセスの開始)

第51条 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、計画策定プロセスを開始する。

一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に該当すると認めた場合

ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

二 送配電等業務指針に定める電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合

ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の

融通により安定供給を確保する観点

イ 広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点

三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合

(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)

第52条 本機関は、計画策定プロセスの対象となる広域連系系統が地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定又は連系線の運用に影響を与えない流通設備であるときは、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該広域連系系統を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し、状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。

2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めるときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。

(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)

第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認められた場合又は前条の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

2 計画策定プロセスの標準検討期間は送配電等業務指針に定める。

(計画策定プロセスの進め方の公表)

第55条 本機関は、計画策定プロセスの進め方の決定後、次の各号に掲げる事項を公表する。

一 計画策定プロセスを開始した旨

二 計画策定プロセスを継続する場合には、検討スケジュール

三 計画策定プロセスを継続しない場合には、その旨及びその理由

- 2 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に書面で通知する。

(基本要件及び受益者の決定)

第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整備委員会の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。

(電気供給事業者の募集手続)

第57条 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。

- 2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。

(実施案の募集及び決定)

第58条 本機関は、広域系統整備の基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）を募集する。

- 2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。
- 3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。

(受益者及び費用負担割合の決定)

第59条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）を決定する。

- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。

(広域系統整備計画の策定)

第60条 本機関は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。

- 2 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計画の内容を通知する。

(計画策定プロセスの終了)

第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合その他送配電等業務指針に定めるときは、計画策定プロセスを終了する。

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。

- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)

第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

(分析ツールの具備)

第65条 本機関は、本章各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。

- 2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

(本章の業務の詳細)

第66条 本章の業務の詳細は、本章に定めるほか、送配電等業務指針において定める。

## 第7章 系統アクセス

### 第1節 系統アクセス業務

(系統アクセス業務の実施)

- 第67条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、本章において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。
- 2 本機関は、系統アクセス業務を実施するに際し、系統情報ガイドライン及び費用負担ガイドラインを踏まえた、必要な検討を行う。
  - 3 本機関が受け付けた系統アクセス業務については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。

### 第2節 事前相談及び接続検討

(事前相談及び接続検討の申込みの受付)

- 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。
- 2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。
  - 3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(事前相談の検討)

- 第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者(以下、本章において「一般送配電事業者」という。)たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
- 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証す

る。

- 一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流
  - 二 特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由
  - 三 想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離
- 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、前項に準じ、再度、確認及び検証を行う。

(事前相談の回答)

- 第70条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無  
(連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)
  - 二 想定する連系点から特定発電設備等の設置場所までの直線距離
- 2 本機関は、前項の回答に際し、特定系統連系希望者の求めに応じ、系統情報ガイドラインに基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。
- 3 本機関は、原則として、事前相談の回答を申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。

(接続検討)

- 第71条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。
- 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
- 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

- 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由
  - 二 連系点・送電線ルートを選定理由や、工事の必要性和設備規模
  - 三 概算工事費、工事費負担金概算（工事費負担金の対象範囲）
  - 四 所要工期
  - 五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容
  - 六 検討対象年度、検討断面等の前提条件
  - 七 運用上の制約がある場合は、その根拠
  - 八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（但し、風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。）
  - 九 その他接続検討結果に記載されている事項
- 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ確認及び検証を行う。

（接続検討の回答）

- 第72条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由）
  - 二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）
  - 三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠
  - 四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠
  - 五 所要工期
  - 六 特定系統連系希望者に必要な対策
  - 七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）
  - 八 運用上の制約（制約の根拠を含む）
- 2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。

3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。

一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第51条第2号ウに基づき本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続

二 特定系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が第76条に定める規模以上となる場合 電源接続案件募集プロセス（第75条に定める。以下同じ。）の対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続

（一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い）

第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。

2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。

（接続検討の要否確認）

第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含む。）を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者たる会員に対して、接続検討の要否の確認を依頼する。

2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないとき、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、本項に準じ確認を行う。

3 本機関は、一般送配電事業者たる会員の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。

### 第3節 電源接続案件募集プロセス

(電源接続案件募集プロセスの実施)

第75条 本機関は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、本節において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。

(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事)

第76条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる第72条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。

- 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含まれること
  - 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（但し、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること
- 2 本機関は前項第2号の額を公表するものとする。

(電源接続案件募集プロセスの開始)

第77条 本機関は、特別高圧の送電系統の増強工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件募集プロセスを開始する。

- 一 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合
- 二 一般送配電事業者たる会員から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で本機関が同プロセスを開始することの合理性を認めたとき
- 三 本機関が効率的な系統整備の観点等から同プロセスを開始することが必要と判断したとき
- 四 第96条第1項に掲げる場合

- 2 本機関は、前項第1号により同プロセスの申込みを受け付けた場合は、一般送配電事業者たる会員にその旨を通知する。
- 3 本機関は、前項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。

- 4 第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げるときは同プロセスを開始しない。
- 一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、同プロセスを開始する必要性がないとき
  - 二 直近で同一の送電系統に関し、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず同プロセスが不成立となった場合
  - 三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回る結果となった場合
- 5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、暫定的に当該送電系統に確保すべき容量を定める。
- 6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び募集要領の公表までの間に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。

(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)

第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合（同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。）において、接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。

- 一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回るため、電源接続案件募集プロセスが開始されない旨
- 二 前号において、系統連系希望者が単独での系統連系を希望する場合には、契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容（接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。）

(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)

第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備

形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。但し、募集期間は1か月を超えることはできない。

(募集要領の策定等)

第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、工事費負担金を共同負担する対象となる系統増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、暫定的に送電系統に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領においてこれを定める。

2 本機関は、募集要領の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。

(系統連系希望者からの応募の受付)

第81条 本機関は、募集要領に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。

2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。

3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。

4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要領に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。

5 前2項の接続検討は、本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。

(接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)

第82条 本機関は、前条の接続検討の回答内容を踏まえた上で、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者を再度募集する。

(優先系統連系希望者の決定手続)

第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位（以下「系統連系順位」という。）を決定し、当該順位にしたがって、前項の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に連系等を行うことができる系統連系希望者（以下「優先系統連系希望者」という。）を決定する。

2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。

3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。

(再接続検討の実施)

- 第84条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般送配電事業者たる会員に対し、優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討(以下「再接続検討」という。)の実施を依頼する。
- 2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要領に基づき算出する。
  - 3 本機関は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を通知する。

(工事費負担金を共同負担する意思の確認)

- 第85条 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、前条第3項の再接続検討の回答内容を踏まえ、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。
- 2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に確定するものとする。

(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)

- 第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を控除した上で、募集要領にしたがって、再度、系統連系順位及び優先系統連系希望者を決定する。
- 2 本機関は、第84条に準じ、一般送配電事業者たる会員に対し、再接続検討の実施を依頼し、その結果を前項に基づき決定された優先系統連系希望者に通知する。
  - 3 本機関は、前条に準じ、第1項に基づき決定された優先系統連系希望者に対して、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。

(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)

- 第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の負担に関する書面が締結された場合に成立するものとする。
- 2 電源接続案件募集プロセスは、同プロセスの対象となる送電系統の増強工事に必要となる工事費負担金に対し、各系統連系希望者の負担金の総額が不足することが明らかとなった場合に不成立とする。
  - 3 本機関は、電源接続案件募集プロセスが成立又は不成立となった後遅滞なく、同プロセスの結果を公表する。

(電源接続案件募集プロセスの期間)

第88条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。

(電源接続案件募集プロセスの中止)

第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を含む。)や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件募集プロセスを継続したとしても、同プロセスが不成立となる蓋然性が高いと判断したときは、同プロセスを中止することができる。

2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取しなければならない。

3 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。

#### 第4節 リプレース案件系統連系募集プロセス

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合において、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、リプレース対象廃止計画を公表する。

一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電電力が10万キロワット以上であること

二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替えを行う新規の発電設備等を「新設発電設備等」という。)。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(建替え前の発電設備等が連系している条件での連系可能量をいう。)の範囲内である場合は除く。

三 発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置され

たものを除き、以下「第一電気所」という。)が同一となる地域で建替え後の新設発電設備等が連系等されると認められる場合。但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。

- 2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレースの該当性を判断するために必要な事項について確認を行う。
- 3 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、発電設備等の廃止計画がリプレースに該当するか否かを判断する。
  - 一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
  - 二 前項の確認結果の内容
  - 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容
  - 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項

(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)

第91条 本機関は、前条に基づきリプレース対象廃止計画を公表した発電設備等(以下「リプレース発電設備等」という。)について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。)を開始する。

- 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要領を作成し、公表する。
  - 一 募集実施のスケジュール
  - 二 募集対象となる送電系統
  - 三 募集対象となるエリア
  - 四 募集対象となる送電系統の連系可能量
  - 五 応募資格
  - 六 連系可能者の決定方法
  - 七 その他募集を行うにあたり必要となる事項
- 3 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。

(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知)

第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下、本節において「プロセス対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者た

る会員に対して、その旨を通知する。

- 2 リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合、同プロセス開始時点から同プロセスを完了又は中止するまでの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する系統容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、前項の通知に際して、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)

第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止する。

- 一 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなったとき
  - 二 リプレースの新規発電設備等の開発計画が中止となったとき
- 2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)

第94条 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。

- 2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みを受け付ける。
- 3 前項の接続検討については第81条を準用する。

(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)

第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合は、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。

- 2 前項に掲げる場合においては、応募締切時点から本機関が定める日までの間、プロセス対象送電系統において連系希望量に相当する容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。

(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)

第96条 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合は、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。

2 本機関は、前項において、対象となる全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法により工事費負担金を共同負担する意思を有することが確認できた場合は、同プロセスを省略することができる。

3 本機関は、前項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。

4 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、プロセス対象送電系統において暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。

5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。

## 第5節 その他

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。

2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。

3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。

(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)

第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第3項又は第71条第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。

2 本機関は、前項による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。

(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)

第99条 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定め、公表する。

2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するにあたっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。

(受付・回答状況の取りまとめ)

第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。

2 本機関は、前項により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。

(業務改善)

第101条 本機関は、一般送配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。

一 系統アクセス業務の好事例

二 本機関への苦情及び相談の申出に対する対応状況や紛争解決の事例

三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例

四 その他系統アクセス業務の改善に有用と考えられる情報

(分析ツールの具備)

第102条 本機関は、本章各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

(必要な協力の要請)

第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、本章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(系統アクセス業務に関する情報管理)

第104条 本機関は、系統アクセス業務における系統連系希望者の情報管理を徹底し、必要に応じて、秘密情報として適切に取扱う。

## 第8章 需給状況の監視

(需給状況の監視)

第105条 本機関は、法第28条の40第1号に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況（以下「需給状況」という。）を監視する。

(需給状況の監視の対象)

第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。

- 一 会員の需給状況に関する事項
  - ア 小売電気事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。）の需要及び供給力の確保に関する状況
  - イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況
- 二 供給区域の需給状況に関する事項
  - ア 一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況
  - イ 特定送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況
- 三 全国の需給状況に関する事項 全国の需要及び供給力に関する状況
- 四 供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況

(需給状況の監視等のための計画等の取得)

第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。

- 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画及び連系線利用に関する計画
- 二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画及び連系線利用に関する計画
- 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからエに掲げる計画及び情報
  - ア 供給区域ごとの需要及び供給力に関する計画
  - イ 調整力に関する計画
  - ウ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報
  - エ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績
- 四 特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。）供給区域の需要及び供給力に関する計画

2 本機関は、卸電力取引所から、卸電力取引の量に関する情報を取得する。

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)

第108条 本機関は、前条第1号又は第2号に掲げる計画(当該計画を変更する計画を含む。)の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。

(本機関による計画値の変更)

第109条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、託送供給契約者又は発電契約者から提出を受ける第107条第1項第1号及び第2号に掲げる計画について、関連する計画の整合性を確保するため、計画値を変更することができる。

(追加資料の提出)

第110条 本機関は、第107条第1項各号に掲げる者に対し、必要に応じ、より詳細な断面の計画その他必要な資料の提出を求める。

## 第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の悪化時の指示又は要請)

第111条 本機関は、法第28条の44第1項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。但し、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号の事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。

- 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること
  - 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと
  - 三 会員から電気の供給を受けること
  - 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること
  - 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること
- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請する。

(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示又は要請)

第112条 本機関は、需給状況の監視に基づき、需給ひっ迫が発生し又は需給ひっ迫が発生するおそれがある場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、前条第1項第5号に掲げる事項として、次の各号に掲げる事項を指示又は要請することができる。

- 一 作業停止計画の調整、停止中の電源の運転、運転中の電源の出力の増加その他の方法により、特定の供給区域又は全国の供給力を増加させること。
- 二 需給状況の悪化に係る会員と需要者との契約に基づく電気の使用の抑制するその他の方法により、特定の供給区域又は全国の需要を抑制させる措置をとること。

(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)

第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合

において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、本条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。但し、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。

- 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、本条において「希望連系線」という。）を確認する。
- 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、本条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。
- 三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備（以下「電力設備」という。）の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知する。
- 四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。
  - ア 希望連系線を経由して電気の供給を受けることができるもの
  - イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの
  - ウ 需給ひっ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足するもの
  - エ 需給ひっ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するもの
  - オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの
- 五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひっ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。

- 2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前

に第111条第1項の指示を行う。

(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)

第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う(以下、本条及び第117条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。

- 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線(以下、本条において「希望連系線」という。)を確認する。
- 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量(以下、本条において「受電可能量」という。)を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。
- 三 前号の確認を受けた一般送配電事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。
- 四 本機関は、前号により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。
  - ア 希望連系線を経由して電気の供給を行うことができるもの
  - イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの
  - ウ 下げ代不足一般送配電事業者が必要な電気の供給を行う期間をより多く充足するもの
  - エ 下げ代不足一般送配電事業者が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの
  - オ 電気の供給を受ける一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの

- 五 本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。
- 2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。

(特定の会員の需給状況の悪化時における指示)

第115条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者たる会員（登録特定送配電事業者たる会員を含む。）の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第111条第1項の事項を指示する。

- 一 当該会員の供給力がその需要に対して不足しており、卸電力取引所の各市場の約定量その他の市場環境や、当該会員の供給力不足の実績その他の過去の経験に照らして、今後の供給力確保の計画の実現が困難となるおそれがあるとき
- 二 当該会員の需要計画がその実績等に照らして適切でなく、必要な供給力が確保されないおそれがあるとき
- 三 その他当該会員の需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき

(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)

- 第116条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活用するものとする。
- 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条第1項の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。

(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)

第117条 本機関は、下げ代不足時において、第152条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。

(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者への通知)

第118条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。

(需給状況の改善が図れない場合の対応)

第119条 本機関は、第111条に基づく指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。

(指示内容の報告)

第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項による指示をしたときは、同条第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。

(指示に係る措置を取っていない場合の報告)

第121条 本機関は、法第28条の44第1項による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。

(指示の公表)

第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示を実施したときは、これを速やかに公表する。

(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)

第123条 本機関が第111条に基づく指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。

2 前項にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。

3 本機関は、前各項に基づく協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定に基づき調停する。

## 第10章 地域間連系線の管理

(連系線の管理)

第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

(連系線の管理の原則)

第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、次の各号を原則とする。

- 一 先着優先 連系線の利用において、先に受理した計画を後から受理した計画より優先して扱うこと
- 二 空おさえの禁止 連系線の利用の計画段階において、実際に利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量を確保する行為(以下「空おさえ」という。)を禁止すること

(運用容量の設定)

第126条 本機関は、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量(以下、本章において単に「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で

検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、同検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、混雑の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。

- 2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、連系線を利用する者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。
- 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量を算出する。
- 4 本機関は、運用容量検討会の検討経過及び結果並びに算出した運用容量を公表する。
- 5 本機関は、月間計画、週間計画及び翌日計画以降の運用容量について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間計画における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。

（運用容量の一時的な見直し）

第127条 本機関は、計画外作業、電力設備の故障その他緊急の事象が発生し、必要と認めるときは、連系線を維持又は運用する会員に設備の状況を確認した上で、当該連系線の運用容量を一時的に見直すことができる。

- 2 本機関は、前項に基づき運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、見直後の運用容量を公表する。
- 3 本機関は、運用容量の一時的な見直しの原因となった事象について継続的に状況を確認し、当該原因が無くなったと認めるときは、速やかに運用容量を見直前の値に戻し、その旨を公表する。

（マージンの設定及び更新の考え方の公表）

第128条 本機関は、連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考え方を定め、これを公表する。

（マージンの算出）

第129条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10-1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「-margin検討会」という。）を設ける。

- 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。
- 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。
- 4 本機関は、別表12-1(d)に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。
- 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、設定されたマージンが必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。

別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間

マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間
年間の空容量の算出・公表時	第1年度
月間の空容量の算出・公表時	翌々月
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日

(マージンの見直し)

- 第130条 本機関は、次の各号に掲げる場合には、関係する一般送配電事業者たる会員の需給状況等を確認した上で、連系線のマージンの値を見直すことができる。
- 一 第127条に基づき運用容量の値を一時的に見直した場合
  - 二 第128条で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合
  - 三 想定外の電力設備の故障等により供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するためにマージンの見直しが必要と認める場合
  - 四 その他マージンの値を見直すことが適当であると認める場合
- 2 前項第1号に掲げる場合において、見直後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直後のマージンの値とする。
  - 3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、緊急の場合を除き、マージンの見直前に、マージンの見直時期、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。
  - 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合は、第129条第2項から第4項に定める手続に準じて

見直しを行う。

(短周期広域周波数調整)

第131条 本機関は、供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。

一 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、短周期広域周波数調整に必要と見込まれる連系線の利用枠の通知を受ける。

二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。

三 本機関は、前号の算出結果に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮の上、短周期広域周波数調整のために必要な利用枠を実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で設定し、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

ア 連系線の空容量

イ 経由する連系線の数

ウ 一般送配電事業者たる会員の調整可能量

四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号で設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号に準じて行う。

五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要となる利用枠を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。

(長周期広域周波数調整)

第132条 本機関は、供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。

一 本機関は、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、長周期広域周波数調整に必要と見込まれる電力量及び時間の通知を受ける。

- 二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時まではその結果の通知を受ける。
- 三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
- ア 連系線の空容量
- イ 経由する連系線の数
- ウ 一般送配電事業者たる会員による融通可能電力量
- 四 本機関は、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員より、当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の実施の可否並びに必要となる電力量及び時間の連絡を受ける。
- 五 本機関は、前号の通知に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。

(空容量の算出及び公表)

- 第133条 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、別表10-3に定める断面(対象とする期間に応じた計画作成の単位をいう。以下同じ。)において、連系線の空容量を算出し、公表する。
- 2 連系線の空容量は、別表10-4に掲げる算出式に基づき、算出する。

別表10-3 計画潮流の断面

対象期間	長期計画 (第3～第10年度)	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (3週間先～翌々月)	週間計画 (2日先～翌々週)	翌日計画・ 通告値運用
断面	各年度別の 最大時 kW	日別の昼間 帯、夜間帯 の最大時 kW	日別の昼間 帯、夜間帯 の最大時 kW	30分ごと の kWh	30分ごと の kWh

別表 10-4 空容量の算出式

空容量算出式 (※1、※2、 ※3、※4)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 (※5)
-----------------------------	-------------------------------

- (※1) 空容量は、各連系線の潮流の方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構成要素についても、方向ごとに算出、管理する。
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第151条のマージンを利用した連系線利用計画及び第152条のマージンを使用した連系線利用計画の連系線利用量を控除して用いる。
- (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量については、その実施を決定した時点で、空容量から控除するものとする。
- (※5) 関西中国間連系線においては、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。

(連系線の計画潮流の管理)

第134条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。

- 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の10営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表10-3に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。）
- 二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。
- 三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第137条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。
- 四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第137条第1項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」とい

う。)、当該連系線希望計画(一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。)を計画潮流に登録する(以下「容量登録」という。)

五 本機関は、供給開始日の2日前の12時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第2項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の2日前の12時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。

六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する(以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。)

2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。

3 本機関は、連系線の空容量が増加する場合であって、その全部又は一部に対して特定の電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われるときは、連系線希望計画の受付期間を事前に公表の上、公平性及び透明性が確保された方法によって、連系線希望計画の提出を希望する者を募集することができる。この場合、連系線希望計画の登録時刻は同時刻とする。但し、費用負担が行われた対象の電源から供給される連系線希望計画については、費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立って提出を受ける。

(送電可否判定及び容量登録の扱い)

第135条 前条にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる場合は、送電可否判定及び容量登録を行わない。

一 連系線希望計画に係る発電設備等の接続検討(低圧配電線連系の発電設備等においては、契約申込みをいう。)が事前に完了していることが確認できなかつたとき

二 連系線希望計画に対応する供給先となる事業者(以下「供給先事業者」という。)が確保されていることが確認できなかつたとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。

ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超え、供給先事業者の確保に関する計画がある場合。但し、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合に限る。

イ 供給先事業者が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者(発電設備等を設置しようとする者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。)から提出された連系線希望計画であって、経済産

業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）又は連系線利用申込者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合

- 三 申込時の提出データに欠損あるいは内容の不備があったとき
- 2 既存の複数の託送供給契約が一つの契約に統合されたときは、統合前の契約に対応する連系線利用計画の登録時刻が各々継続される。

（連系線利用計画の承継）

- 第136条 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保したことが確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給先未定発電事業者等及び供給先事業者から連系線利用計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等有する連系線利用計画の全部又は一部を、供給先事業者に承継させることができる。
- 2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に連系線利用計画を承継された場合においては、連系線利用計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の連系線希望計画の時刻登録を行う。

（連系線希望計画に対する送電可否判定）

- 第137条 本機関は、連系線希望計画に対する送電可否判定においては、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じない範囲において、送電可能と判定する。但し、連系線希望計画の一部を送電可能と判定する場合は、連系線利用申込者がその旨を希望する場合に限る。
- 2 前項にかかわらず、本機関が、受け付けた連系線希望計画のうち空容量算出用に更新された連系線利用計画（以下「更新利用計画」という。）の提出期限（以下「更新計画提出期限」という。）から別表12-1（d）の空容量の公表時期までの期間（以下「計画更新期間」という。）に該当する断面については、送電不可と判定する。
  - 3 本機関は、送電可否判定において、連系線希望計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を、連系線利用申込者に通知する。

（更新された連系線利用計画の受付）

- 第138条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。

- 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画
  - 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画）
- 2 前項の計画が、送配電等業務指針で定める期限までに提出されなかったときは、更新前の連系線利用計画と同一の連系線利用計画（更新前後で別表10-3に定める断面が異なる場合は、更新前の計画値を更新後の断面に変換した連系線利用計画）が提出されたものとみなす。

（連系線の計画潮流の更新）

- 第139条 本機関は、更新利用計画について、第141条に基づき送電可否判定（以下においては、計画潮流から容量登録の取消が可能か否かの判定を含む。）を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。この場合において、更新前の連系線利用計画から利用量に変更のない更新利用計画及び更新前の連系線利用計画から利用量が減少している更新利用計画（以下「減少更新計画」という。）については、容量登録の登録時刻を変更しない。
- 2 更新前の連系線利用計画から利用量が増加している断面のある更新利用計画（以下「増加更新計画」という）については、当該増加部分につき更新計画提出期限を容量登録の登録時刻とし、更新前の連系線利用計画の範囲内の部分については登録時刻を変更しない。但し、契約書や供給計画等により、更新利用計画の長期計画において第10年度も連系線の利用が継続すると認められるときは、更新前の連系線利用計画における第10年度の容量登録の範囲内で、その登録時刻により、更新利用計画の第10年度の容量登録を行う。
- 3 本機関は、第1項の容量登録の結果、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。
- 4 本機関は、別表12-1（d）の公表時期までに、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、各連系線の空容量を算出し、公表する。
- 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値（連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般送配電事業者へ通告した値をいう。以下同じ。）として取り扱う。

（供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い）

- 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画にかかる断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。

(更新利用計画に対する送電可否判定)

第141条 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、更新利用計画に対する送電可否判定を行う。

一 長期計画、年間計画、月間計画及び週間計画の送電可否判定 次のア及びイのとおり送電可否判定を行う。

ア 減少更新計画 送電可能と判定する。

イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各増加更新計画の増加分で按分した値を送電可能と判定する。

二 翌日計画の送電可否判定 次のアからウのとおり、送電可否判定を行う。

ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合の減少更新計画 送電可能と判定する。

イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、前号イに準じ、送電可否判定を行う。

ウ 前アに掲げる以外の減少更新計画 前ア及び前イの送電可否判定の結果を前提に、第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各減少更新計画の減少分で按分した値を送電可能と判定する。

2 本機関は、送電可否判定において、更新利用計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を通知する。

別表 10-5 計画値の変更理由

計画値変更の 変更区分	変更理由の事例	変更 賦課金	
本機関指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本機関の指示に伴う販売計画等の変更</li> <li>・マージン利用取消に伴う変更</li> </ul>	対象外	
給電指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般送配電事業者の給電指令（下げ調整力不足時の出力抑制を含む）に伴う変更</li> <li>・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更</li> <li>・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更</li> </ul>	対象外	
連 系 線 利 用 者	調整運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整運転等（補修や運開前運転など）に伴う変更</li> </ul>	対象外
	河川出水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更</li> </ul>	対象外
	原子力 定熱運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更</li> </ul>	対象外
	発電トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事由による発電機の出力制約や停止に伴う変更</li> </ul>	対象外
	需給バランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための変更</li> </ul>	対象
	経済行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由による電源差替に伴う変更</li> </ul>	対象

（連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定）

第142条 本機関は、連系線利用計画の変更又は通告値の変更（以下「通告変更」という。）の申込みを受け付けた場合は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、計画変更又は通告変更に対する送電可否判定を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。

一 連系線利用計画の変更

ア 変更前の連系線利用計画から利用量が減少している変更計画（以下「減少変更計画」という。） 送電可能と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。

イ 変更前の連系線利用計画から利用量が増加している変更計画（以下「増加変更計画」という。） 第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。

二 通告変更

ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合の減少変更計画 送電可能と判定し、連系線の混雑が発生

する場合は、混雑処理を行う。

イ 増加変更計画及び前アに掲げる以外の減少変更計画 第137条第1項に準じ、送電可否判定を行う。

- 2 本機関は、前項にかかわらず、連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを、次の各号に掲げる時期に受け付けた場合は、当該計画を送電不可と判定する。
  - 一 変更の対象となる計画の計画更新期間
  - 二 週間計画の変更においては、受給日の2日前の12時以降（別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合を除く。）
  - 三 通告変更においては、送配電等業務指針で定める通告変更の申込期限以降
- 3 本機関は、第1項の容量登録又は容量登録の取消に伴う登録時刻を、第139条第1項及び第2項の定めに従って行う。
- 4 本機関は、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、当該連系線の空容量を算出し、公表する。
- 5 第1項にかかわらず、本機関は、電力系統に重大な故障又は需給状況の悪化が発生している場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、第1項の申込みを受け付けないことができる。但し、この場合、本機関は、連系線利用者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明しなければならない。

（混雑処理）

第143条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された連系線利用計画及び通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。

- 一 本機関は、送配電等業務指針で定める抑制順位により、混雑処理の対象とする連系線利用計画及び通告値を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな連系線利用計画又は通告値と定め、変更する。
  - 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合は、抑制された連系線利用計画又は通告値を有する連系線利用者及び関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。
- 2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、連系線利用者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を行わない。

(連系線の長期的な容量確保)

第144条 本機関は、電源投資の円滑化の観点から、連系線利用者が連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約を有する場合には、連系線利用者の申請に基づき、送配電等業務指針に定めるところにより当該契約を認定し、当該契約に関する連系線利用計画を、混雑処理における後位の抑制順位として位置付けるものとする（以下、認定された契約を「認定契約」という。）。

2 本機関は、前項の認定に際し、認定に係る最大電力及び認定期間を定める。

3 本機関は、第1項の認定の結果を公表する。

(認定契約の変更)

第145条 本機関は、認定契約を有する者から認定契約の変更に関する申請を受け付け、変更に必要な理由があると認めるときは、認定の内容を変更する。

2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、認定期間の延長の申請（以下「期間延長申請」という。）が終了するまでの間、認定契約が延長されたものとして、仮に認定する。但し、第1号に掲げる場合において、期間の延長が確定した日から1か月以内に認定期間の延長の申請を行われなかったときは、本機関は、仮認定を取り消す。

一 認定契約の認定期間の延長の仮申請を受け付けた場合

二 認定期間の満了日から1か月以内に認定期間の延長の申請を受け付けた場合

(認定契約に係る様式の作成)

第146条 本機関は、認定契約及び認定契約の変更の申請に関する様式を作成し、公表する。

(認定契約の定期審査)

第147条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、認定契約の定期審査を行う。

一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、認定契約を有する者から定期審査に必要な資料の提出を受ける。

二 本機関は、連系線利用実績が、認定契約に係る最大電力と著しく乖離するときは、当該契約を有する者にその説明を求めるとともに、認定契約に係る発電機の運転実績等必要な資料の提出を求める。

三 本機関は、前各号による審査の結果、契約の認定内容が適正でないとき、速やかにその認定内容の変更申請を行うことを当該契約を有す

る者に求める。

2 本機関は、前項の審査の結果を公表する。

(契約の審査に関する内容照会)

第148条 本機関は、第144条及び前条の審査に際して、必要に応じて、契約の認定を申請した者又は認定契約を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂正を受け付けることができる。

(連系線の利用計画の審査)

第149条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、連系線利用計画の妥当性を審査する。

一 本機関は、連系線利用計画と利用実績を照合し、その利用状況の確認を行う。

二 本機関は、連系線利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるときは、連系線利用者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該連系線利用者に対して、連系線利用計画の変更経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。

三 本機関は、前各号により、連系線利用計画が妥当でないと認めるときは、当該連系線利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の連系線利用計画を見直すことを求める。

2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の連系線利用計画の妥当性を審査する。

一 本機関は、供給先未定発電事業者等の連系線利用計画と当該供給先未定発電事業者等が送配電等業務指針に基づき提出した計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。

二 本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該連系線利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、連系線利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、連系線利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。

三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の連系線利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等有する連系線利用計画の供給先事業者を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の連系線利用計画を見直すことを求める。

(空おさえの抑制の仕組み)

第150条 本機関は、連系線の空おさを抑制するため、送配電等業務指針において、連系線利用者が連系線利用の直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、一般送配電事業者たる会員が当該会員に対して賦課金を課す仕組みを定める。

(マージンの利用)

第151条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。

- 一 連系線利用申込者が利用を希望する連系線の空容量がないこと
  - 二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること
  - 三 連系線利用申込者が、前号の供給力に加え、マージンの一部を利用した供給が途絶する場合であってもなお、当該連系線利用申込者の需要に応じた供給が可能となるよう、供給先の供給区域(第1号に掲げる連系線と供給先の供給区域の間に他の供給区域を経由する場合にあっては、当該経由した供給区域を含む。)において、必要な供給力(以下「代替供給力」という。)を確保していること
- 2 前項第3号にかかわらず、本機関は、連系線利用申込者の供給先の供給区域において、当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマージンの量を超える量の代替供給力がある場合は、マージンの一部を利用することを認める。
- 3 第134条、第138条、第139条及び第142条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第134条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第151条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。但し、送電可否判定においては、マージンを利用することを考慮して行うものとする。
- 4 本機関は、次の各号に掲げる場合、マージンの一部を利用した供給に係る連系線利用計画を取り消すことができる。但し、取消の対象となる連系線利用計画が複数存在するときは、混雑処理における抑制順位に準じ、取消を行う。
- 一 第130条第2項によりマージンを減少する場合
  - 二 連系線利用申込者の供給先の供給区域において、第2項に定める代替供給力が不足するに至った場合(第2項によりマージンを利用した供給に係る連系線利用計画を取り消す場合に限る。)
  - 三 翌々日空容量公表時にマージンの値の減少ができない場合

- 5 本機関は、前項により連系線利用者の連系線利用計画を取り消したときは、当該連系線利用者に対しその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。

(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)

- 第152条 本機関は、需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用を必要と認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマージンを使用する供給を行うことを認める。
- 一 一般送配電事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。
  - 二 本機関は、前号の説明を受けて、対象供給区域の安定供給を維持するために必要と認めるときに、マージン使用を承認する。
  - 三 本機関は、前号においてマージン使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給力不足の解消のためにマージンを使用する供給を希望する電気供給事業者から、自らの需給に関する計画等の提出を受け、マージンを使用する供給の必要性について説明を受ける。
  - 四 本機関は、前号において、当該供給区域の安定供給を維持するためにマージンを使用する供給を行うことが必要と認めるときは、当該マージンを使用する供給を承認する。
  - 五 第134条、第138条、第139条及び第142条の規定は、前号のマージンを使用する供給に準用する。但し、送電可否判定においては、マージンを使用することを考慮して行うものとする。
- 2 緊急時において、前項第1号から第4号の説明、承認等を行う時間がないときは、本機関は、マージン使用の後、速やかに前項第1号から第4号に準じてその妥当性を検証するものとする。
  - 3 本機関は、必要に応じて、マージンを使用する供給の送電経路上の連系線におけるマージン使用可能量を各関連一般送配電事業者を確認する。
  - 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、同経路上の連系線におけるマージン減少、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、

第1項第2号によるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。

(緊急時の連系線の使用)

第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。

一 一般送配電事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大(運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。)の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。

二 前条第1項第2号から第5号、第2項及び第3項の規定は、前号の場合に準用する。この場合において、同条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。

三 本機関は、前号により運用容量拡大を承認した場合は、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。

四 本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。

2 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行ったにもかかわらず需給がひっ迫している場合又はひっ迫が予想される場合への対応のために、一般送配電事業者たる会員が一時的に運用容量(前号の運用容量拡大を行っているときは緊急時運用容量)を超過して連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる会員に対し、理由とともに報告を求める。

(分析ツールの具備)

第154条 本機関は、本章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

(検討)

第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関する本章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。

## 第 1 1 章 作業停止計画の調整

(作業停止計画の調整の実施)

第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 7 号に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1 - 1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。

2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（以下、本章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。

別表 1 1 - 1 作業停止計画の種別

種 別		内 容
計 画 作 業 停 止	年 間 計 画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	月 間 計 画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画

(作業停止計画の原案の取得、共有)

第 1 5 7 条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表 1 1 - 2 で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。但し、第 3 号に掲げる流通設備については、発電契約者又は実同時同量の契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。

- 一 広域連系系統等 一般送配電事業者
- 二 発電設備 発電計画提出者
- 三 流通設備（発電計画提出者の提出対象となるものに限る。） 発電計画提出者

- 2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。
- 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（但し、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。

（作業停止計画の原案の調整）

- 第158条 本機関は、前条第1項により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。
- 2 本機関は、必要に応じて、作業停止計画提出者に対し、広域調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。

（作業停止計画の調整案の提出、共有）

- 第159条 本機関は、第157条第1項に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。
- 2 本機関は、第157条第2項に準じ、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。
  - 3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。

（作業停止計画の調整案の調整）

- 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、同指針に定める連系線利用者又は発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。

- 2 前項の申出があった場合には、別表 1 1 - 2 で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った連系線利用者又は発電計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(作業停止計画の最終案の提出、承認)

第 1 6 1 条 本機関は、第 1 5 7 条第 1 項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。

- 2 本機関は、第 1 5 7 条第 1 項に準じ、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。
- 3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表 1 1 - 2 で定める期日までに、これを確認の上、承認する。但し、月間計画については、翌月分のみを承認する。

(作業停止計画の共有等)

第 1 6 2 条 本機関は、前条第 3 項に基づき、承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。

- 2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第 1 5 7 条第 3 項に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。

(作業停止計画の調整にあたっての考慮事項)

第 1 6 3 条 本機関は、第 1 5 8 条及び第 1 6 0 条に定める作業停止計画の調整にあたっては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。

(作業停止計画の不調時の対応)

第 1 6 4 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の調整対象となる広域連系系統等の作業停止計画（広域調整対象作業停止計画を除く。）の作業停止計画について、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から不調の解決に向けた対応の依頼があった場合は、調整に向けた対応を行う。

(作業停止計画の提出省略時の手続)

第165条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。但し、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。

(作業停止計画の変更)

第166条 本機関は、別表11-1に定める作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更(取りやめを含む。以下同じ。)又は追加(計画外の作業停止を含む。以下同じ。)がある場合には、送配電等業務指針に定めるところにより、作業停止計画提出者より速やかに、変更後の作業停止計画(以下「作業停止変更計画」という。)の提出を受ける。

2 本機関は、前項により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。

3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。

4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項に準じて、共有する。

(作業実施の手続)

第167条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者から設備の停止及び使用の報告を受ける。

別表 1 1 - 2 作業停止計画調整における各期日

業務内容		種別		その他
		年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	年間及び 月間計画 の変更・ 追加
発電設備及び広 域連系系統等の 作業停止計画の 提出(※1)	原案	毎年10月末頃	毎月1日頃	不定期 (速やかに)
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃	
	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	
広域連系系統等 の作業停止計画 の共有	原案	一般送配電事業者たる 会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者たる 会員からの提出後 (速やかに)	
	調整案	一般送配電事業者たる 会員からの提出後 (速やかに)	一般送配電事業者たる 会員からの提出後 (速やかに)	
	承認・決 定計画 (※2)	毎年3月1日	毎月20日	
作業停止計画の調整案の 調整		毎年1月(必要によ り2月実施可)	必要に応じて実施	
本機関による作業停止計 画の承認(※3)		毎年2月下旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)

(※1) 本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回  
り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。

(※2) 本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画

(※3) 本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等  
を考慮し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。

## 第 1 2 章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第 1 6 8 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。

2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表 1 2 - 1 に定めるところによる。

3 本機関は、第 1 項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。

別表 1 2 - 1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※ 1） ・流通設備建設計画（※ 2）	都度
(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第 3～10 年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第 1～2 年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等（※ 4） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数（50/60Hz 代表地点の瞬時値） ・供給区域別の需要実績（1 時間値） ・供給区域別の供給実績（電源種別、1 時間値）	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※ 3） 17 時 30 分以降 速やかに 当日：都度 （需要実績カーブ： 5 分周期） （需要予測及び実績 グラフ：1 時間周期） （周波数現在値：30 秒周期） （周波数実績値：5 分 周期） 供給区域別の 需要実績：四半期毎 供給区域別の 供給実績：四半期毎

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因(熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6)(毎年10月末日)(※7) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。
(e) 地内基幹送電線に関する情報(※8) ・予想潮流 長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第5年度の最大需要時の値 年間：第1年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時
(f)連系線及び地内基幹送電線(※8)の作業停止計画、実績(※9) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間：毎年3月1日 月間：毎月20日 計画外：都度

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※ 8) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)	(連系線 : 5 分周期) (地内基幹送電線 : 30 分周期)
(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基 幹送電線 (※ 8) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度
(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標 準的な単価 (※ 1 0)	都度

- (※ 1) 「系統情報ガイドライン」による。
- (※ 2) 最新の供給計画において記載されているものとする。
- (※ 3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。
- (※ 4) 全国計は、50 / 60 Hz エリア別合計、9 社合計及び 10 社合計
- (※ 5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。
- (※ 6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判定情報は除く。
- (※ 7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第 2 年度のデータについては、毎年 10 月末に公表する。
- (※ 8) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。
- (※ 9) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。
- (※ 10) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

## 第13章 需要者スイッチング支援

(需要者スイッチング支援)

第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッチング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。

- 2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否か確認する。
- 3 本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員から意見を受け付け、必要に応じ、その実施について検討する。
- 4 本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員の意見を聴取するものとする。
- 5 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務その他スイッチング支援システムの利用に関する事項は送配電等業務指針において定める。

(システム利用の支援)

第170条 本機関は、スイッチング支援システムと外部のシステムとのシステム連携に係る技術資料の提供、スイッチング支援システムの利用等に関するマニュアルの作成及び提供、スイッチング支援システムに関する会員からの問合せの受付等の業務を行い、会員のスイッチング支援システムの利用の支援を行う。

(システム利用状況のとりまとめ)

第171条 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を取りまとめ、その結果を公表する。

## 第14章 一般負担の限界の基準額

(一般負担の限界の基準額)

第172条 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額（以下「一般負担の上限額」という。）を検討し、指定する。

一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量あたりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。）

二 流通設備の増強に伴い得られる効果

三 発電設備が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異

四 増強等が必要となる流通設備の性質

2 本機関は、一般負担の上限額を指定した場合には、その額を公表する。

3 本機関は、一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

## 第15章 緊急災害対応

(緊急災害対応)

第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第9号に基づき、必要な対応を行う。

(平常時の対応)

第174条 本機関は、大規模災害が発生したとき等において、本機関が国や会員等と円滑に連絡及び調整を行えるようにするため、防災業務計画を定め、公表する。

- 2 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、緊急連絡体制を構築し、関係者に通知する。
- 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。
- 4 本機関は、毎年度、会員から、防災業務計画に定めるところにより次の各号に掲げる情報の提出を受ける。
  - 一 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能
  - 二 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）
  - 三 災害対応のための資機材の保有の状況
  - 四 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況
  - 五 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
  - 六 前各号の他、本機関が必要と認める事項
- 5 本機関は、会員から、資機材の保有状況その他の情報の提出を受けたときは、本機関が保有する情報を更新するとともに、必要に応じて、会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。
- 6 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、年1回以上、会員及び関係者の協力を得て大規模災害への対応に係る訓練を実施する。

(緊急時の対応)

第175条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表15-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。

- 2 発令者は、理事長が予め指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災

業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。

- 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が予め指定した役員又は職員が代行する。
- 4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する一切の業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。
- 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。但し、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を取る。
- 6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告しなければならない。
- 7 本部長又はその代行者は、大規模災害が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員その他関係者に通知する。

#### (事業継続計画（BCP）の策定)

第176条 本機関は、大規模災害により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われたときも、速やかに業務を継続又は再開できるよう、国が定める事業継続に関するガイドラインに従い、事業継続計画を定める。

別表 15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織

情勢	対応態勢	対応組織
<p>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 震度 5 強の地震が発生したとき</li> <li>2. 津波警報が発せられたとき</li> <li>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</li> </ol>	<p>警戒態勢 (発令者：総務部を管掌する理事)</p>	<p>警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)</p>
<p>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 震度 6 弱以上の地震が発生したとき</li> <li>2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</li> <li>3. 大津波警報が発せられたとき</li> <li>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</li> </ol>	<p>非常態勢 (発令者：理事長)</p>	<p>非常災害対応本部 (本部長：理事長)</p>

## 第16章 送配電等業務指針

(送配電等業務指針の策定及び変更)

第177条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣の認可を受ける。

2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。但し、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。

3 本機関は、前各項により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 第17章 指導・勧告・検証

### (指導・勧告の実施)

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき

二 第28条第2項の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき

三 第19章の苦情・相談対応及び第20章の紛争解決の業務において、必要なとき

四 第126条、第127条、第129条及び第130条における運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき

五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき

六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき

七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき

2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

### (出力抑制時の検証)

第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。

2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

## 第18章 年次報告書及び調査・研究

(年次報告書)

第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に基づく調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。

- 一 電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）
- 二 電力系統の状況
- 三 系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題
- 五 次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容

(予備力及び調整力の適切な水準等の評価等)

第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要な応じて見直しを行う。

(調査研究)

第183条 本機関は、第181条の年次報告書の取りまとめその他の本機関の業務等に資するため、次の各号に掲げる事項に関する調査及び研究を行う。

- 一 電気事業の広域的運営に関する国内外の技術動向
  - 二 海外の電気事業制度、事業者規制及び系統に関する諸制度
  - 三 需要想定業務に必要な経済指標、その他電気事業の広域的運営に関する社会経済情勢
  - 四 稀頻度な大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析
  - 五 その他第181条の報告書を作成するために必要な事項
- 2 本機関は、前項の調査及び研究の結果、有益な成果を得たときは、第181条の年次報告書の取りまとめに先立ち随時公表する。

## 第19章 苦情及び相談

(苦情及び相談対応)

第184条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。

2 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。

3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前2項に準じて取り扱う。

4 本機関は、前各項の苦情及び相談の内容を定期的に取りまとめ、公表する。

5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。

(あっせん・調停への移行)

第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、第20章のあっせん・調停の手続について説明する。

## 第20章 紛争解決

(紛争解決)

第186条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。

## 第21章 情報通信技術の活用支援

(電子情報を交換するための標準規格の策定)

第187条 本機関は、会員その他の送電システムを利用する者（以下、本章において「システム利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、システム利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。

2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主なシステム利用者と協議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。

3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供)

第188条 本機関は、会員に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。

## 第22章 雑則

(時期又は期限の暫定的な変更)

第189条 理事会は、業務運営上やむを得ないときは、本規程に定める時期又は期限を暫定的に変更することができる。

2 本機関は、前項により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。

(報告又は資料の提出)

第190条 本規程において、本機関が会員に対して提出を求める報告又は資料は、各条に規定するものを除き、法第28条の42に基づくものとする。

(運営細則)

第191条 本規程に定めるもののほか、本機関の業務に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附則

(施行期日)

第1条 本規程は、本機関の成立の日から施行する。

(連系線の利用計画の登録移行)

第2条 本機関の成立の日の開始時点における第1年度から第10年度までの連系線の利用計画（通告値を含む。以下この条において同じ。）については、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立の日の前日の終了時点において容量登録している利用計画及びその登録時刻を引き継ぐものとする。

(契約が認定されるまでの混雑処理の取扱い)

第3条 本機関は、その成立以降速やかに、第73条に定める契約の認定が有効となる期日について、既存の契約の認定の申請及び審査に必要な期間を考慮して定め、公表する。

2 本機関の成立の日から前項の期日までの間は、本機関が第72条に定める混雑処理を行う場合、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立の日の前日において認定している既存契約等により行うこととする。

## 附則（平成27年4月28日）

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画における経過期間の扱い)

第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画の取扱いについては、経済産業省令の定めに従う。

(平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に

準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができるものとする。

(計画書等の受付開始)

第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。

**附則（平成27年8月31日）**

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

**附則（平成28年4月1日）**

(施行期日)

第1条 本規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)

第2条 本規程の第7章第4節は、費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。

(計画値の登録移行)

第3条 本規程の施行日時点における第1年度から第10年度までの各計画の計画値（通告値を含む。以下この条において同じ。）については、本規程の施行日の前日の終了時点において、広域機関システムに登録されている計画値（連系線利用計画及び通告値については登録時刻も含む。）とする。

**附則（平成28年7月11日）**

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(供給区域別の供給実績の公表)

第2条 本機関は、第168条別表12-1(b)に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給実績の公表については、広域機関システム及び一般送

配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。

(連系線希望計画の提出を希望する者の募集)

第3条 第134条第3項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。